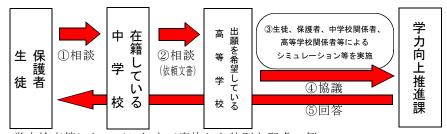
令和8年度(2026年度)版

道立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ ~特別な配慮を必要とする生徒の出願について~

北海道教育委員会

入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活等について、生徒や保護者が 特別な配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

- 出願前に行うこと(流れ)
 - ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ・在籍している中学校の先生に学力検査や面接、入学後の学校生活において 必要とする特別な配慮について相談します。
- 中学校から高等学校へ相談
 - ・中学校は、生徒・保護者から相談のあった特別な配慮の内容や中学校で配 慮している事項をまとめ、生徒が出願しようとしている高等学校に相談 し、関係文書を送付します。
- シミュレーション等の実施
 - ・特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じ ないよう、高等学校と中学校が詳細を確認します
 - ・また、生徒・保護者、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望 の内容について確認したり、シミュレーションを実施したりします。
- 高等学校と道教委(学力向上推進課)との協議
 - ・高等学校と学力向上推進課が特別な配慮について協議し、内容や実施方法 等を確定します
- 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
 - ・高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ特別な配慮の内容について伝
- ※ 出願の際、出願情報電子申請システムの「入学者選抜における特別な配慮 の希望の有無」で「有」を選択してください。



学力検査等においてこれまで実施した特別な配慮の例

受検者の状況等	特別な配慮の内容
聴覚に障がいのある場合	・監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取り やすいような座席の配置 ・補聴器の使用 など
視覚に障がいのある場合	・拡大鏡の使用 ・問題用紙の拡大 など
肢体不自由の場合	・車いすの使用 など
糖尿病の場合	・室外での補食 ・保健室でのインスリンの注射 など
入院している場合	・入院先の病院での受検 など

L	日本語指導が必要な場合	・問題用紙等へのルビ振り など
	その他	・通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・面接における配慮(聞き方を工夫し、短い言葉で 回答できるようにする等) ・筆談による応対 ・当なと後及び保護者の要望により特別な配慮が必 要と考えられるものなど

特別な配慮に関するQ&A

- 特別な配慮を要望すると合否に影響を与えますか。

◎ 相談窓口

- 次のいずれかに相談してください。
 - ・出願先の高等学校
 - 北海道教育庁学校教育局学力向上推進課学力向上政策係 電話(011)204-5771 (ダイヤルイン)
 - 各教育局教育支援課学校教育指導班
 - https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/kyoikugyosei/kyoikukyoku/index.html
 - 北海道立特別支援教育センター
 - https://www.tokucen.hokkaido-c.ed.ip

(0) 参考

- 札幌市立高等学校については、次のところへお問合せください。 札幌市教育委員会学校教育部教育課程担当課
 - 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階 電話(011)211-3891
 - https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatu/index.html
- 札幌市以外の市町村立高等学校については、各市町村教育委員会へお問
- 合せください。) なお、札幌市、知内町、羽幌町、奥尻町、音威子府村、三笠市、大空町、ニセコ町、日高町、浜中町及び幌加内町以外の市町村立高等学校の入 学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に 準じて実施されます。